

除雪ドーザ（11 t 級、車輪式、サイドスライド汎用プラウ付）仕様書

この仕様書は、除雪ドーザ（11 t 級、車輪式、サイドスライド汎用プラウ付）に適用するもので、納入機は、下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は、運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、又は平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

但し、継続生産車・輸入車・少数生産車については平成3年10月8日付け、建設省経機発第249号（以降の改正分を含む）「排出ガス対策型建設機械指定要領」に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

1. 品名 除雪ドーザ（11 t 級、車輪式、サイドスライド汎用プラウ付、国土交通省仕様）

2. 数量 1 台（新品）

3. 納入場所 会津若松市建設部道路課 道路河川管理センター
（住所：会津若松市神指町大字南四合字オノ神491番地の1）

4. 納入期限 令和9年11月15日（月）

5. 性能（JCMAS T007 性能試験）

(1)除雪幅（アングル角30度以上において） 2,800mm以上

(2)走行速度（前進） 30km/h以上

（後進） 15km/h以上

(3)最大けん引力 54.0kN以上

(4)運転室内騒音レベル 85dB(A)以下

※「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省 令和5年4月20日、基発0420第2号）第Ⅰ管理区分に準ずる。（測定方法はJCMAS H011の機械定置時による）

6. 主要諸元（※下記各号数値については「オプション装備」は含まないものとする。）

(1)全長（除雪装置地上、ストレート時） 8,000mm以下

(2)全幅（車両単体） 2,400mm以下

(3)全高（黄色灯火上端まで） 3,700mm以下

(4)最低地上高 300mm以上

(5)最小回転半径（最外側車輪中心） 5.5m以下

(6)乗車定員 2人

(7)車両総質量 11,000kg以上～13,000kg未満

※なお、「11. 付属装置及び付属品 11-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

7. 車体

- | | |
|-----------|--|
| (1)機関 | 形式：水冷、ディーゼル機関
定格出力：83kW以上 |
| (2)動力伝達装置 | 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする。 |
| (3)タイヤ | ラグタイヤまたは同等品以上 |
| (4)かじ取装置 | 車体屈折式 |
| (5)運転室 | 構造：全鋼製密閉形
窓：前面熱線入り合わせガラス（中央ガラス1面）
冬用ワイパーブレード付
後面熱線入り合わせガラス
冬用ワイパーブレード付 |

8. 除雪装置

- | | |
|--------|---|
| (1)形式 | 油圧式、サイドスライド汎用プラウ付 |
| (2)能力 | 切刃昇降範囲（ストレート時、切刃下端）：地下100mm～地上3,000mm以上
アングリング角度：左右各30度以上
上昇速度（切刃下端、機関定格回転速度において）：500mm/s以上 |
| (3)プラウ | 構造：鋼板円筒曲面構造
全幅（ストレート時）：3,400mm以上
全高：1,300mm以上
そり：除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること
切刃：ストレート形平形刃先(JIS D6101) |

9. 計器類

- | | |
|----------------------|-----|
| (1)速度計又は機関回転計 | 1 式 |
| (2)燃料計 | 1 式 |
| (3)アワーメータ | 1 式 |
| (4)機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1 式 |
| (5)水温計 | 1 式 |
| (6)充電警告灯 | 1 式 |
| (7)運行記録計（45km/h、7日計） | 1 式 |

10. 照明装置類

- | | |
|------------------|------------------|
| (1)フロントLEDライト作業灯 | 2 灯 |
| (2)リヤLED作業灯 | 2 灯 |
| (3)黄色灯火（散光式） | 1 灯（全幅1,100mm以上） |

11. 付属装置及び付属品

11-1 車両総質量に含むもの

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1)バックブザー切替スイッチ | 1 式 |
| (2)バックモニター | 1 式 |
| (3)ドライブレコーダー | 1 式 |
| ・ 前方、後方2方向録画できるもの | |
| ・ カメラの形状は不問 | |
| ・ 記録媒体：マイクロSDカード（16GB以上） | |
| (4)ウインドウォッシャー（電動式） | 1 式 |

(5)標識板（300×570mm以上、車体後部取付）	1 式
(6)アンダーミラー（後）	1 式
(7)振動抑制装置	1 式
(8)エアコン	1 式
(9)アンチスリップデフ（手動式を含む）	1 式
(10)時計付ラジオ	1 式

11-2 車両総質量に含まないもの

(1)標準付属工具	1 式
(2)取扱説明書	1 部
(3)部品表	1 部
(4)履歴簿	1 部
(5)タイヤチェーン（スタンダード(段増)ワイヤーバンド付）	1 式
(6)床マット	1 式

12. 塗装及び名入れ標示等

(1)国土交通省建設機械塗装基準による。（車両前部及び後部の紅白縞を含む）

(2)名入れ

- ①「会津若松市」と車体両側面及びその他発注者の指示する箇所へ表示する。
- ②「会津若松市の徽章」を車体両側面の発注者の指示する箇所へ表示する。
- ③「除雪ドーザ」と車体両側面の発注者の指示する箇所へ表示する。
- ④「管理番号」を車体両側面の発注者の指示する箇所へ、プラウの後面右端上部の発注者の指示する箇所へ表示する。なお、表示する「管理番号」は発注者が別途指示する。
- ⑤ 各表示の色、大きさ、位置については、発注者受注者別途協議する。
- ⑥ 文字の表示に要する経費は受注者の負担とする。
- ⑦ ①～④以外の名入れが発生した場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

13. 検収

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであることを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

14. 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

15. その他の事項

15-1 黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

15-2 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

15-3 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

15-4 道路運送車両法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 185 号）による車両検査登録手続きは、受注者において行うものとし、これに要する費用を入札価格に含むものとする。

15-5 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年 6 月 1 日法律第 145 号）による自動車保管場所証明書に係る手続きは、受注者において行うものとし、これに要する費用を入札価格に含むものとする。

15-6 車検証に記載する仕様の本拠地の位置

発注者が受注者へ別途指示するものとする。

15-7 納入日時については、事前に担当者と調整のうえ行うこと。

15-8 輸送費用等

受注者は納入場所への搬入を行うものとする。また、搬入に伴う輸送費及び諸経費は受注者の負担とし、入札価格に含むものとする。

15-9 自動車損害賠償責任保険料

自動車損害賠償責任保険料については、入札価格に含めず、発注者の負担とする。

15-10 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を遵守すること。